

7. 行方不明・身元不明認知症高齢者等に対する取組の推進について

行方不明・身元不明認知症高齢者等に対する取組の推進については、総合戦略の7つの柱の一つである「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」に位置づけられ、独居高齢者の安全確認や行方不明者等の早期発見・保護を含め、地域における認知症施策を進める上で非常に重要な施策である。

これまで厚生労働省では、通知や全国会議等を通じて、地域での見守りの体制の整備に当たって、地域の生活関連団体等の社会資源も活用した見守り・SOSネットワークの構築や、身元の特定に繋がる連絡先等が記載されたアイロンシールやQRコードが掲載されたシールを身体や衣類、持ち物に貼るなど、身元の判明・保護につながる重層的な取組を地域の実情に応じて積極的にお願いしているところである。各都道府県におかれては、管内市町村に対し、地域支援事業の任意事業における「認知症高齢者見守り事業」を積極的に活用の上、取組の推進をお願いするよう周知されたい。

また、厚生労働省では各都道府県に対し、当省の身元不明認知症高齢者等に関する特設サイトを積極的に活用しつつ、都道府県のホームページ上に性別や保護年月日など身元不明の認知症高齢者等に関する情報のほか、身元不明認知症高齢者等の有無や人数、照会先となる窓口の連絡先を掲載するよう依頼しているところである。

先般、これらの対応状況を都道府県に確認したところ、本年度中に性別や保護年月日など本人に関する情報については46都道府県、人数の掲載については全都道府県において掲載に向けて取り組まれていくとの予定であった。

繰り返し申し上げているところであるが、身元不明の認知症高齢者等の有無や人数等の情報の掲載は、家族や親族等の通報のきっかけとなり、身元の判明に繋がる事案もあったと承知している。引き続き、身元不明認知症高齢者等に関する情報の掲載に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、自治体で保護する認知症等の身元不明者の中には、施設入所や医療機関への入院となり、それと同時に生活保護法による保護の適用がなされることも多いと考えられることから、社会・援護局保護課から「身元不明者の身元確認を行うための生活保護担当部局における対応について」（平成26年9月26日社援保

発 0926 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) を発出しており、関係部局・機関との連携や情報共有のための体制構築をお願いするよう管内実施機関に対して周知している。福祉事務所はもとより、他の関係機関との情報共有等の連携をお願いしたい。